

岐阜県公報

目次

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例	(人事課、職員厚生課)	二
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三
岐阜県個人番号の利用に関する条例	(同)	五
岐阜県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例	(情報企画課)	五
岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五
岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(環境管理課)	六
岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	(県民生活相談センター)	六
岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例	(医療整備課) (下水道課)	七

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(条例第四二号)
- 被用者年金制度の一元化のための「地方公務員等共済組合法」等の一部改正に伴い、次の三条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - 岐阜県職員退職手当条例
 - 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例(条例第四三号)
- 「地域再生法」の一部改正に鑑み、事業税及び不動産取得税の税率の特例を次のように定めることとした。(第二条及び第三条関係)
 - 軽減対象
「地域再生法」に基づき、特定業務施設を整備する計画について知事の認定を受けた事業者が、施設を新設し、又は増設した場合の事業税及び不動産取得税について、税率の軽減を行うこととした。
 - 軽減率
税率を軽減し、本来の税率に次の率を乗じて得た率とすることとした。

税目	対象	率
事業税	特定業務施設(東京二三区から県内へ移転するものに限る。)に係る事業	一年目 二分の一 二年目 四分の三 三年目 八分の七

号外(一) 平成二十七年十月九日

不動産取得税	特定業務施設の用に供する家屋又はその敷地の取得	一〇分の一
--------	-------------------------	-------

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県条例の一部を改正する条例（条例第四四号）
- 一 県民税の法人税割の税率の特例（超過課税）について、その適用期間を五年間延長し、平成三十三年一月三十一日までとすることとした。（附則第一七条関係）
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県個人番号の利用に関する条例（条例第四五号）
- 一 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、県の機関内で個人番号を含む情報の連携を行う事務の範囲を、知事が同法に基づき国や市町村など県以外の機関との連携を行うことができる事務に限定することとした。（第三条関係）
- 二 この条例は、一部の規定を除き、平成二十八年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（条例第四六号）
- 一 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」の一部改正により、同法に基づく県の事務が廃止されるため、次のとおり所要の規定の整理を行うこととした。
- 1 岐阜県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止することとした。
- 2 岐阜県事務処理の特例に関する条例について規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、平成二十八年一月一日から施行することとした。
- 岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第四七号）
- 一 「大気汚染防止法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」の施行の日から施行することとした。
- 岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第四八号）
- 一 岐阜県消費者行政活性化基金の存続期限を平成二十七年二月三十一日から平成二十八年二月三十一日に延長することとした。（附則第二項関係）
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第四九号）

一 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校の入学金の額を次のように改定することとした。（第二条関係）

区 分	改 定 前		改 定 後	
	岐阜県立衛生専門学校	第一看護学科 第二看護学科 助産学科	七、三〇〇円	県内の者 七、三〇〇円 県外の者 一四、六〇〇円
岐阜県立看護専門学校	歯科技工学科 歯科衛生学科	七、三〇〇円	県内の者 七、三〇〇円 県外の者 一四、六〇〇円	七、三〇〇円

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）
- 一 「下水道法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

（岐阜県職員退職手当条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（第八十四条第二項）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第四十七条第二項）」に改める。

（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年岐阜県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

付則第五条第一項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」を削り、同表障害補償年金の項中「障害共済年金又は」を削り、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第二項の表中「障害共済年金又は」を削る。

（岐阜県職員の再任用に関する条例の一部改正）

第三条 岐阜県職員の再任用に関する条例（平成十二年岐阜県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）（附則第十八条の二第一項第一号）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（附則第七条の三第一項第四号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正後の岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「改正後の公務災害補償条例」という。）（付則第五条の規定の適用については、当分の間、同条第一項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第四条第三号）に規定する改正前国共済法（以下「改正前国共済法」という。）若しくは同条第六号

に規定する改正前地共済法（以下「改正前地共済法」という。）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について改正前国共済法若しくは改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、改正後の公務災害補償条例付則第五条第二項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第四十一条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第六十五条第一項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の公務災害補償条例付則第五条の規定の適用については、同条第一項の表傷病補償年金の項中「障害厚生年金（以下」とあるのは「障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下」と、同表遺族補償年金の項中「遺族厚生年金（以下」とあるのは「遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下」とする。

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する 条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地域再生法（平成十七年法律第二十四号。以下「法」という。）第五條第四項第四号の地方活力向上地域内において、法第十七條の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）について同条第三項の規定により認定を受け、当該整備計画に従つて法第五條第四項第四号に規定する特定業務施設を新設し、又は増設した者に係る事業税及び不動産取得税の税率の特例を定めるものとする。

（事業税の不均一課税）

第二条 公示日（地域再生法第十七條の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。）第一条に規定する県の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。次条において同じ。）から平成三十年三月三十一日まで間に、法第十七條の二第三項の規定により整備計画の認定を受けた事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第二条第一号に規定する特別償却設備（以下「設備」という。）を新設し、又は増設した者について課する事業税の税率は、岐阜県条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「県税条例」という。）第四十二條及び第四十四條の六第一項並びに県税条例附則第六條の二の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

一 個人事業者が設備を事業の用に供した日の属する年以後三年以内の各年について、当該各年の所得金額のうち、当該設備に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課する事業税 県税条例第四十四條の六第一項に規定する税率に、次の表の上欄に掲げる年の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た率

第一年	二分の一
第二年	四分の三
第三年	八分の七

二 法人が設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日（次項において「開始日」という。）から三年以内に終了する各事業年度について、当該各事業年度

の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして省令第三条の規定により計算した額に対して課する事業税 県税条例附則第六條の二の二第二項の規定により読み替えられた県税条例第四十二條及び県税条例附則第六條の二の二第一項に規定する税率に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た率

第一年度	二分の一
第二年度	四分の三
第三年度	八分の七

2 前項第二号に規定する第一年度とは、開始日から一年以内に終了する事業年度をいい、同号に規定する第二年度とは、開始日から一年を超え二年以内に終了する事業年度をいい、同号に規定する第三年度とは、開始日から二年を超え三年以内に終了する事業年度をいう。

（不動産取得税の不均一課税）

第三条 公示日から平成三十年三月三十一日までの間に、法第十七條の二第三項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第五十四條及び県税条例附則第七條の二第一項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする。

（不均一課税の申請）

第四条 前二條の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

（不動産取得税の不均一課税の適用除外）

第五条 第三条の規定は、岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第十号）第二条の規定の適用を受ける家屋又は

その敷地である土地の取得については、適用しない。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正(岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部改正)のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(適用除外)

第三条 前条の規定は、岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十三号)第三条の規定の適用を受ける家屋又はその敷地である土地の取得については、適用しない。

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十四号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
附則第十七条第一項中「平成二十八年一月三十一日」を「平成三十三年一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十五号

岐阜県個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)(第九条第二項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、知事が行う法別表第二第二欄に掲げる事務とする。

2 知事は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で法別表第二第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第二項ただし書の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

岐阜県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十六号

岐阜県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する
条例

岐阜県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年岐阜県条例第六十五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による廃止前の岐阜県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第二条第一項に規定する発行手数料及び同条例第三条第一項に規定する情報提供手数料であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」といふ。）においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。
別表第一五十二の項を次のように改める。

五十二 削除

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴つ経過措置）

4 前項の規定による改正前の岐阜県事務処理の特例に関する条例別表第一五十二の項各号に規定する発行手数料であつて、施行日においてまだ徴収され、又は納付されていないものに係る事務の処理については、なお従前の例による。

岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十七号

岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県アスベストの排出及び飛散の防止に関する条例（平成十七年岐阜県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第九項」を「第二条第八項」に改め、同条第二号中「第二十一条」を「第十二条第十項」に改める。

第六条中「第二条第十二項」を「第二条第十一項」に改める。

附 則

この条例は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十八号

岐阜県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

岐阜県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年岐阜県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十八年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十九号

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校授業料等徴収条例（昭和四十五年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

一一八、八〇〇円	七、三〇〇円
一八二、四〇〇円	
一四〇、四〇〇円	

を

一一八、八〇〇円
一八二、四〇〇円
一四〇、四〇〇円

県内の者 七、三〇〇円	に改め、同表に備考として次のように加える。
県外の者 一四、六〇〇円	
七、三〇〇円	

備考 県内の者とは、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が入学の日の一年前から引き続き岐阜県内に住所を有する者をいい、県外の者とは、それ以外の者をいう。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十七年の入学者に係る入学金の額は、改正後の第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十号

岐阜県流域下水道条例の一部を改正する条例

岐阜県流域下水道条例（平成二年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

第四条及び第九条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

第十条中「財団法人岐阜県浄水事業公社（平成二年九月二十日に財団法人岐阜県浄水事業公社という名称で設立された法人をいう）」を「公益財団法人岐阜県浄水事業公社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十七年十月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社